

平成 22 年国勢調査実施本部の設置について

1 平成 22 年国勢調査を取り巻く状況

- 国勢調査は、我が国の人口構造、産業構造等の実態を明らかにするため、5 年ごとに行う国の最も基本的かつ最大の統計調査で、結果は各種施策のための基盤情報となるもの
- 平成 22 年調査は、とりわけ重要課題として直面する少子化、雇用などや、地域に係る施策の策定・実施のため、精度の高い統計の作成・提供が特に要請されるもの。
一方、調査は、個人情報保護意識の高まりや不在世帯・接触困難世帯の増加など、以前にも増して厳しい調査環境の中で実施
- 改正統計法の審議（平 19）において、国勢調査について、「精度の高いデータが得られるよう、調査の目的・重要性について国民への周知を徹底すること」の旨の附帯決議

2 国勢調査実施本部の設置

- 平成 22 年調査は、対象数が約 1 億 2700 万人、約 5000 万世帯にも上り、この膨大な規模の調査を的確に実施し、我が国が直面する人口問題に関する正確な結果を得るには、広く一般の調査への理解と協力を得ることが必要不可欠であること
- 平成 22 年調査は、「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる統計情報の整備」を理念とする新統計法による初の国勢調査であり、また、この国会審議において、「結果精度の確保」と「調査意義の国民周知」を求める両院の附帯決議があること
- 平成 22 年調査では、直面する重要課題への精度の高い統計データを得る必要があり、正確かつ円滑な実施を期すため、外部と連携した取組みを行っていること（初の取組み）
 - ・ 外部知見を得ながら調査計画の検討・策定を行っていること
 - ・ 経済界、メディア界や教育・福祉・住宅管理関係など幅広い団体の参加による協力者会議を設け、調査周知などの支援・協力を要請することとしていること
- こうした背景と平成 22 年調査の重要性にかんがみ、調査実施者（総務大臣）として体制整備を図り、また広く一般への意義の呼びかけにより調査への支援・協力を確保する必要
- 平成 22 年調査の統計委員会答申（9 月 14 日）を受け、本格的な実施事務・体制に移行することから、調査実施 1 年前となる本年 10 月 1 日を期して、調査実施者として「実施本部」を立ち上げ（大臣を本部長とし、省議構成員からなる本部）

3 実施本部の構成

- 本部長：総務大臣
- 本部長代理：総務副大臣、総務大臣政務官
- 副本部長：総務事務次官、総務審議官
- 本部員：－ 省議 構成員 － <事務局：統計局>

4 設置・開催

- 実施本部は、平成 21 年 10 月 1 日～23 年 3 月までの設置。
- 実施本部の「発足式」は、10 月 1 日（木）に、省議室において実施
～ 大臣訓示、調査計画の説明（統計局長）、： 看板手交（総務大臣→統計局長）
- 本部会議は、省議に合わせて開催（予定）
～ ①21 年 10 月～11 月、②22 年 4 月、③22 年 9 月、④23 年 2 月 頃を予定

平成 22 年国勢調査実施本部について（案）

平成 21 年 10 月 1 日
総 務 省

1 目 的

平成 22 年国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とするもので、その結果は行政の基盤情報として各種施策の基礎資料となることはもとより、とりわけ我が国が直面している少子高齢化や就業・雇用の状況などの実態を明らかにし、こうした重要課題の施策に欠くことのできない統計データを提供するものである。

このため、総務省として、同調査の正確かつ円滑な推進を図り、精度の高い有用データの提供を期するため、平成 22 年国勢調査実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 任 務

- (1) 国勢調査の課題に係る方針に関すること
- (2) 国勢調査への協力確保及び総合的な広報の推進に関すること
- (3) その他、国勢調査の実施上の重要事項についての対応に関すること

3 設 置

実施本部は、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月末までとする。

4 構 成

本部長	総務大臣
本部長代理	総務副大臣、総務大臣政務官
副本部長	総務事務次官、総務審議官
本部員	省議の構成員
	大臣官房長、内部部局の局長、政策統括官、大臣官房総括審議官、 大臣官房地域力創造審議官、大臣官房審議官、自治大学校長、 消防庁長官、消防庁次長、選挙部長、郵政行政部長
（事務局長）	統計局長

5 庶 務

実施本部の庶務は、大臣官房及び各部局の協力を得て、統計局（国勢統計課）において行う。

平成 22 年 国 勢 調 査 の 推 進 体 制

